平成２７年（フ）第７１号
佐賀県唐津市坊主町518番地８
債務者　木場　大介
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第３０５号
宮崎市田野町甲2791番地１
債務者　倉爪日出子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３１４号
宮崎市下北方町下郷5956番地４　ピースタウン101号、前住所宮崎市大字鏡洲506番地15
債務者　川越　　丞
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３６７号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目２番17―203号、前住所福岡市東区馬出５丁目20番８―802号
破産者　面木　恵吾
1　決定年月日　平成27年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７６号
茨城県石岡市旭台２丁目10番19号（旭住宅C棟）
破産者　鈴木　弘子
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１８０号
山梨県中央市大鳥居3275番地
破産者　志村　　徹
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５１８０号
大阪府枚方市東香里新町14番５号、開始決定時大阪府寝屋川市成田東が丘17番25号
破産者　森田　矩夫
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６１号
兵庫県姫路市北原551番地１　ラフィーネ201号、従前の住所兵庫県姫路市飾東町佐良和337番地１
破産者　釘本　　等
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第６４号
広島県廿日市市福面３丁目４番23号
破産者　田端　　榮
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目９番12号
破産者　樋口　浩一
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５７６号
福岡市博多区千代１丁目31番４―201号
破産者　中村　晴子
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８３３号
山口県周南市桶川町７番13―205号、開始決定時の住所福岡市早良区藤崎１丁目１番17―801号
破産者　瀬知佳世子
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４５号
横浜市瀬谷区橋戸２丁目22番地３　パークサイド青葉A101、開始決定時の住所横浜市瀬谷区本郷２丁目20番地26
破産者　岩崎　重樹
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１４号
横浜市神奈川区羽沢町917番地　羽沢グリーンハイツ２棟207号
破産者　吉村三和子
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４０号
横浜市鶴見区東寺尾東台３番８号
破産者　助野　剛史
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８６号
横浜市神奈川区六角橋６丁目２番24―509号
破産者　徳田真由美（旧姓東谷）
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７６号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港10号棟1201号室
破産者　高田由美子
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部